

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ベイシアスーパーセンター小千谷店
所在地 小千谷市大字三仏生字上林3489-2 番 外
設置者 株式会社ベイシア
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(変更前) 株式会社ベイシア 群馬県伊勢崎市下道寺町510番地
代表取締役 土屋 嘉雄
(変更後) 株式会社ベイシア 群馬県前橋市亀里町900番地
代表取締役 橋本 浩英
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ベイシア 代表取締役 土屋 嘉雄ほか8者
(変更後) 株式会社ベイシア 代表取締役 橋本 浩英ほか1者
- 3 変更年月日
 - 2 (1) 平成28年6月23日
 - 2 (2) 平成17年2月28日ほか
- 4 変更の理由
 - 2 (1) 大規模小売店舗を設置する者の移転及び代表者名を変更したため
 - 2 (2) 小売業者入替えによる、小売業名・代表者の氏名及び住所の変更のため
- 5 届出年月日
平成28年10月6日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、小千谷市商工観光課及び所在地を管轄する支所でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成28年10月21日から平成29年2月21日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp